

第2期ふじみ野市障がい者プラン（案）に関する意見等の募集結果について

■提出期間

令和2年12月25日～令和3年1月24日

■意見の募集結果

提出者数 2名 提出件数 10件

■意見提出方法の内訳

郵便 件 ファクシミリ 件
電子メール 1件 直接書面による提出 1件

■担当課

障がい福祉課

■意見の概要と市の考え方

意見の概要	市の考え方（修正がある場合は修正内容）	修正内容
<p>5 ページ</p> <p>「3 計画の対象者」</p> <p>計画案では、「計画の対象者」のところで「精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む。）」と記され、注で高次脳機能障害の説明がなされているだけ。</p> <p>国の基本指針、障害者基本計画（第4次）には、高次脳機能障害についての支援について何点か記されておりますので、ふじみ野市の計画でも、高次脳機能障害児者支援について、具体的な施策を記してください。</p>	<p>本計画において定める施策については、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む。）、難病その他の心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とするものです。</p> <p>なお、25 ページ「相互理解・啓発活動の推進」については、重点施策として取り組むこととしており、障がいや障がいのある人への理解が深まるように、各種啓発活動等に取り組んでまいります。</p>	なし
<p>29 ページ</p> <p>「施策1 包括的な支援体制の構築」</p> <p>「障がいのある人の高齢化や重度化、家族支援も含めた複合的課題にも対応できるよう地域における包括的な支援体制を構築します。」とありますが、高齢化だ</p>	<p>包括的な支援体制を構築するに当たっては、分野を超えた様々な相談機関が連携しながら高齢化に限らず複合的な課題の解決に取り組むことを目指しています。</p>	なし

<p>けでなく、脳卒中の後遺症で高次脳機能障害になり介護保険サービスの利用が優先される第2号被保険者の方もおられます。</p> <p>(この部分。)</p> <p>65歳未満で、介護保険サービスの利用が優先される障害者を障害福祉サービスでの支援につなげていくことも分かる表現にしてください。</p>		
<p>30 ページ</p> <p>「取組2 精神保健の啓発」</p> <p>高次脳機能障害についても、この取組みの対象であることを記してください。</p>	<p>5 ページ「計画の対象者」に記載のあるとおり、精神障がいには発達障がい、高次脳機能障がいを含みます。</p>	なし
<p>36 ページ</p> <p>「施策の方向1 雇用・就労の促進」</p> <p>障害者も健常者と同じ職場・同じ仕事ができるようにすることが大切だと思います。今こそ、アクションをおこしてふじみ野市を福祉の充実したまちにしてください。</p>	<p>重点施策として、障がい者相談・就労支援センターを中核とした、総合的な就労支援や雇用拡大、職場定着支援に取り組みます(37 ページ「施策1 就労支援・定着支援の機能充実」)。</p>	なし
<p>51 ページ</p> <p>「第2節 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」</p> <p>「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」という表記を「精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に直してください。</p>	<p>「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」は、国が示す取組名称となっており、市独自のものではないため、表記は案のとおりといたしますが、5 ページ「計画の対象者」に記載のあるとおり、精神障がいには発達障がい、高次脳機能障がいを含みます。</p>	なし
<p>27 ページ</p> <p>「施策の方向1 相談支援体制の充実」</p> <p>55 ページ</p> <p>「第6節 相談支援体制の充実・強化等」</p> <p>62 ページ</p> <p>「第4節 相談支援」</p> <p>64 ページ</p> <p>「3 相談支援事業」の何れかのところ</p> <p>高次脳機能障害者に対する相談支援は、障害者総合支援法の第3章：地域生活支援事業で定めている、市町村が行う</p>	<p>5 ページ「計画の対象者」に記載のあるとおり、計画相談支援、地域相談支援、地域生活支援事業における相談支援事業いずれも、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がい、高次脳機能障がいを含む。)、難病その他の心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象としております。</p>	なし

<p>「一般的な相談支援」および都道府県が行う「専門性の高い相談支援」で実施することになっております。</p> <p>高次脳機能障害者に対する相談支援について、例えば以下のような形で、実施していくことを計画に記してください。</p> <p>脳卒中後遺症で高次脳機能障害となった介護保険サービス優先となった第2号被保険者への対応なども想定して、ふじみ野市内の方の支援に携わる介護保険関係者や、埼玉県総合リハビリテーションセンター内に設置されている高次脳機能障害者支援センターとも連携しながら、高次脳機能障害者への相談支援体制の充実・強化を図ります。</p> <p>さらに、ふじみ野市において、「福祉行政報告例」「第21の3 市町村における相談支援」の高次脳機能障害児者の相談人数を数値指標にして、高次脳機能障害児者への相談体制の評価をしながら、相談支援体制の整備をしていく旨を、計画に記してください。</p>	<p>なお、相談人数を指標とする評価は考えておりませんが、28 ページにあるとおり、基幹相談支援センターを設置し、総合的な相談支援が行える体制整備に努めるとともに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化については令和5年度までの成果目標として達成に取り組みます。</p>	
<p>59 ページ</p> <p>「自立訓練（機能訓練）」</p> <p>「身体障がい者等に対して、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、相談及び助言、必要な支援を行います。」と説明されているところで、身体障害のない高次脳機能障害者についても、機能訓練で支援をしていくことも記してください。</p>	<p>主に支援内容の用語説明であることから今後の方向性を示すものではないため、表記は案のとおりといたします。</p>	なし
<p>42 ページ</p> <p>「施策の方向2 情報のバリアフリーの推進と情報発信力の向上」</p> <p>66 ページ</p> <p>「5 意思疎通支援事業」</p> <p>67 ページ</p> <p>「6 日常生活用具給付等事業」「情報・意思疎通支援用具」の何れかのところ</p>	<p>5 ページ「計画の対象者」に記載のあるとおり、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む）、難病その他の心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は</p>	なし

<p>ALS の方や高次脳機能障害の方など、点訳、代筆、代読、音声訳等、その方の障害の特性に応じた意思疎通支援方法や人材の育成について検討していく、といったことを計画に記してください。</p>	<p>社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象としております。</p> <p>意思疎通が困難な障がい者の方に支援が届くよう関係者間の連携、地域の体制づくりを行ってまいります。</p>	
<p>70 ページ</p> <p>「第2節 任意事業」</p> <p>任意事業の一つとして、徘徊の恐れのある障害者を対象に「ひとり歩き高齢者早期発見ステッカー」を配布することを検討していく旨、計画に記してください。</p>	<p>高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における事業であることから、本計画においての記載は考えておりません。</p>	なし
<p>32 ページ</p> <p>「基本目標3 一人ひとりの子どもによりそい、成長を支えます」</p> <p>54 ページ</p> <p>「第5節 障がい児支援の提供体制の整備等」</p> <p>71 ページ</p> <p>「第5章 障害児福祉サービスの見込量」の何れかのところ</p> <p>高次脳機能障害児への支援について、ふじみ野市としてどのように体制を組み、支援をしていくのか、計画に記してください。</p> <p>また、可能であれば、「福祉行政報告例」</p> <p>「第21の3 市町村における相談支援」で毎年、ふじみ野市が埼玉県に報告している高次脳機能障害児の相談人数を評価基準に位置づけていただけると嬉しいです。</p>	<p>5 ページ「計画の対象者」に記載のあるとおり、障がい児の支援についても、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む。）、難病その他の心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象としております。</p> <p>なお、相談人数を指標とする評価は考えておりません。</p>	なし